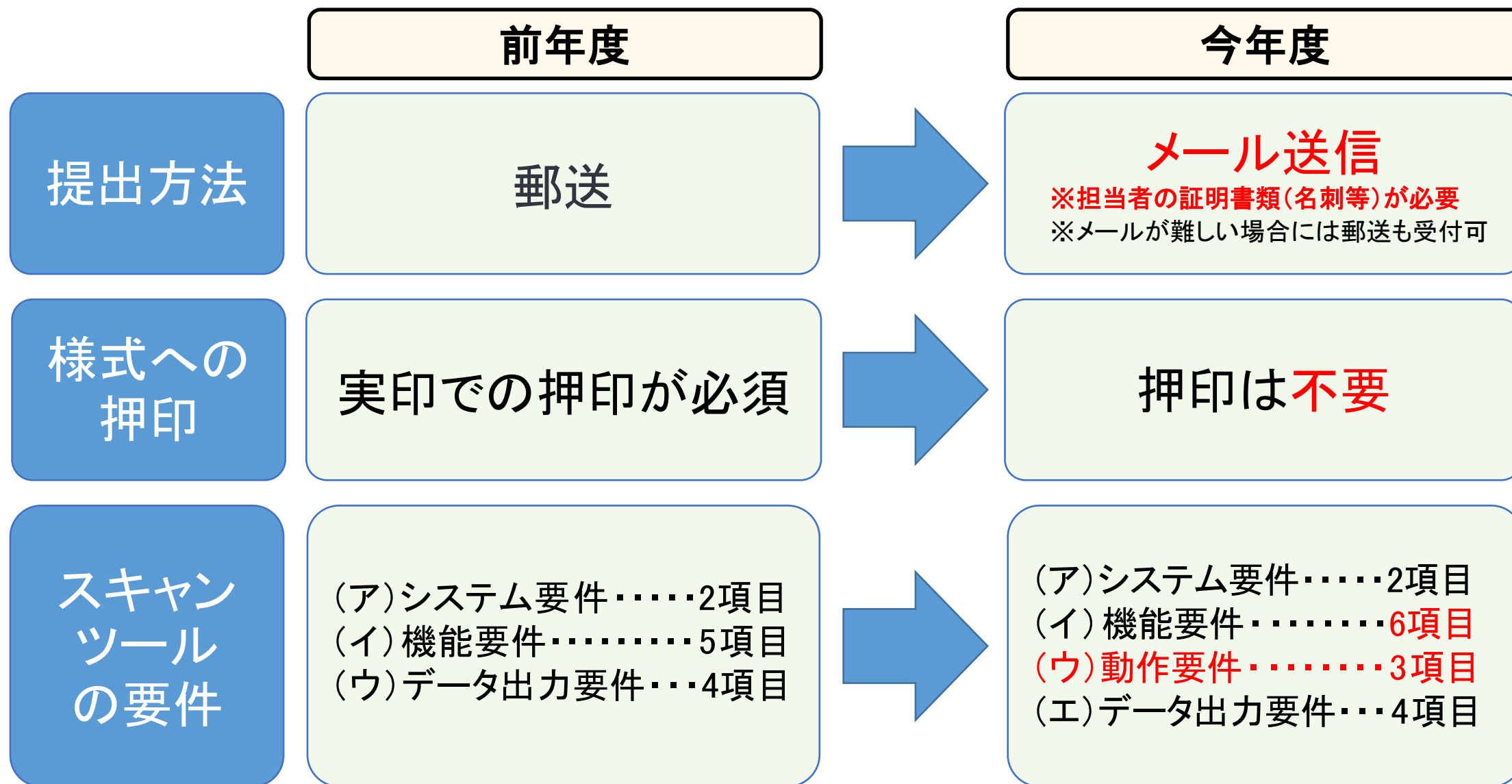


令和3年度
ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による
使用過程車の省エネ性能維持推進事業

(スキャンツールを活用した省エネ推進事業)

1. 前年度からの主な変更点	1
2. 補助対象事業	2
3. 補助対象設備	3
4. 補助対象事業者	5
5. 補助率及び補助金限度額	6
6. 補助事業の公募	7
7. 補助事業の開始	8
8. 実績報告及び補助金額の確定	12
9. 実績データの取得・報告	14
10. 補助金の支払い	17
11. 補助金の支払い以降の対応	18
12. スケジュール	19
13. 【参考】過去の補助における不備事項の代表例	21

1. 前年度からの主な変更点



2. 補助対象事業

○AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金 (ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業)

(補助対象事業)

本事業の補助対象事業は、整備事業者が一定の要件を満たすスキャンツールを導入し、その診断結果を収集する事業とする。

(目的)

様々な車種・メーカーの故障に係る膨大なビッグデータ構築を目的として、自動車整備事業者等に対してクラウド型スキャンツールの補助を行い、データを収集することにより、燃費悪化につながる部品等の劣化・故障等の内容を車種・メーカーごとにデータベース化する。

さらに、走行距離や車齢等のデータと併せることで、経年劣化による燃費悪化の防止や、突然の故障を未然に防ぐ予防整備につなげ、もって使用過程にある自動車や今後開発される自動車の省エネ性能の向上につなげることを目的とする。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という。)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に活用される。

3. 補助対象設備

性能要件

自動車メーカー2社以上に対応し、かつ、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準(平成7年告示第375号)第62条～第68条に適合するもののうち、下記(ア)から(エ)の性能要件を全て満たすもの

(ア) システム要件

- ① 主要システム(パワートレイン(電動含む)、AT/CVT、ABS/ESC、SRSエアバッグ)及びハイブリッドシステムに対応すること。(J-OB D II においては、パワートレイン、AT/CVTに対応すること。)
- ② 主要システム以外のシステムを追加できる拡張機能を有すること。

(イ) 機能要件

- ① DTC(故障コード)の読取・消去機能
- ② 作業サポート機能またはアクティブテスト機能
- ③ データモニタ機能
- ④ フリーズフレームデータの読取機能
- ⑤ J-OB D II 情報の読取機能
- ⑥ 電気通信回線に接続することにより、今後、(独)自動車技術総合機構が開発・配布するソフトウェア(以下、「アプリ」という。)をインストールし、アップデートする機能

3. 補助対象設備

(ウ)動作要件

- ① 車両の電源電圧は、DC12Vから24Vの範囲で動作すること。
- ② アプリを動作させる通信インターフェースは、SAE J2534に準拠する予定であること。
- ③ アプリをスキャンツールにインストールして使用する際、スタンドアロン型スキャンツールを通信インターフェースとする場合や通信インターフェースにおいてPC等にインストールするドライバ類は、マイクロソフト社のWindows10 以上で動作すること。(通信インターフェースのオペレーティングシステムは問わない。)

(エ)データ出力要件

下記の診断結果等をPC等で検証できる標準形式で保存でき、かつスキャンツール本体又はPC等からインターネットを通じて外部に情報を送信できるものであること。

※ 標準形式: Microsoft Excel、CSV、テキスト、PDF形式(テキスト情報入り)

- ① 車両を診断した年月日
- ② 診断した車両の車両番号(ナンバー)又は車台番号
- ③ 診断した車両の型式
- ④ 診断した車両のエンジン関連のDTC検出有無及びそのコード名並びにコード定義



**補助対象スキャンツールは、補助事業ホームページで
補助対象機器一覧として公表**

<https://www.pacific-hojo.jp/>

4. 補助対象事業者

①道路運送車両法第78条に定める
認証を受けた

「自動車特定整備事業者」

②道路運送車両法第94条に定める
認定を受けた

「優良自動車整備事業者」

③自社が保有する**自動車関連施設**※
において自動車の点検、整備又は
修理を含む事業を行う者であって、
道路運送車両法第55条に基づき
国が実施する**自動車整備士技能検
定に合格した者が当該施設に配置
されているもの。**

※専ら自動車又は自動車部品・燃料
の販売又は修理を行うための施設

①②で申請する場合

認証書、指定書または認定書(写)を事業場毎に提出すること。

※認証書等を紛失 → 運輸支局にて証明書の交付申請し、
コピーをとって提出すること。

③で申請する場合

自動車整備士が配置されていることの証明書類を施設毎に
提出すること。

※自動車整備士の証明：**自動車整備士技能検定合格
証明書(写)**または**自動車整備技能者手帳整備士
手帳(写)** 等

※配置の証明：当該自動車整備士の**直近の給与台帳
(写)**や**給与明細(写)**、**名刺(写)** 等(なお、当該自動
車整備士が補助金交付申請書(様式第1別紙2)に記
載されている者である場合は添付不要)

point

過去に補助金の交付を受けている事業場も申請が可能

5. 補助率及び補助金限度額

公募予算額

約1.6億円

補助率

補助対象経費の1/3以内

限度額

1事業場あたりの上限額は15万円
※2事業場の申請をした場合は
1台15万円×2事業場＝合計30万円

※1事業場につき、複数台の導入可能

公募予算をオーバーした場合

補助金申請の合計額が
予算額に達した場合

公募期間内であっても公募を終了した上で、申請書提出時の電子メール受領日を基準とした先着順で採択する等の場合がある。

point

公募途中の締切実施時には、補助事業ホームページで発表

6. 補助事業の公募

公募の申請

補助事業ホームページより申請様式をダウンロードし、記入・入力した申請書類を電子メールに添付して事務局に送付する。

補助事業ホームページ: <https://www.pacific-hojo.jp/>

【申請書類】

- ①申請担当者の証明書類(申請担当者の名刺PDF等、担当者の氏名及び申請者の所属であることがわかるもの)
- ②交付申請書(様式第1) 注意事項※1
- ③交付申請書(様式第1別紙、別紙2)
- ④対象となる事業場毎に、認証書・指定書・認定書、又は自動車整備士が配置されていることの証明書類のいずれかの写し
- ⑤対象となる事業場毎に、**2社以上**から取得した見積書 注意事項※2
※公募要領公表日以降の日付のもの。

<注意事項>

- ※1 電子メールでの申請が難しい場合: 郵送での申請も可。
- ※2 補助対象機器一覧から機器を選択すること。

公募期間: 約1ヶ月

令和3年10月4日(月)
～11月30日(火)
上記期間内に受領した電子メールが有効
10月3日(日)以前の受領日の書類は無効。

※電子メールを使用した申請ができない場合の郵送での申請については、上記期間中の消印が有効となる。

point

不正行為の禁止!

本補助金の代理申請行為は、禁止されている。

7. 補助事業の開始

仕様選定（見積取得）

但し、発注時に有効期限内であれば
交付決定前のお見積りの利用も可

- ・複数の見積りを取ることができない場合、又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書が必要となる。
- ・スキャンツールの購入にあたっては、複数の販売店等から同一機種のお見積りを取って、最低価格を提示した販売店等から購入することが原則。
- ・競争入札を行い複数業者から同一機種のお見積りを取ることが可能。

発注・納品・検収

- ・機器の遡及：**交付決定日前に購入したスキャンツールの申請は認めない。**
- ・プリンター、ライセンス更新料等のオプション品は**補助対象外。**
- ・仕様選定→複数の販売店等のお見積り取得又は競争入札→発注→納品→検収→支払の順番に従ってそれぞれの書類を整理しておく**（5年間の保存が必要）。**

point

- ・お見積りの取得、競争入札、発注については**交付決定日以降に実施すること**
- ・原則、支払いは金融機関振込又は現金で**令和4年1月14日（金）までに行うこと。**

7. 補助事業の開始(購入するスキャンツールの変更)

計画変更

- ①購入するスキャンツールの機種を変更することは可能だが、購入金額が上がっても、交付決定された補助額は増額されない。
- ②変更する場合は必ず事務局へ連絡の上、計画変更承認申請(様式第4)を提出。
- ③複数事業場の場合、事務局に計画変更承認申請の提出により、事業場間での交付決定額内の費用の配分変更が可能。

point

無断で機器を変更した場合、補助金を交付できない可能性もあることに留意すること。
このため必ず事前に事務局へ連絡すること。

7. 補助事業の開始(中間報告の実施)

支払手続きを円滑に行うため、事務局の指示する期日までに以下の書類等を提出。

※提出方法等は後日事務局より指示有り。

(提出期限は11月上旬～12月中旬頃を予定)

提出書類

- ①事業場毎の支払領収証書(写)
- ②事業場毎の納品書(写)又は請求書(写)
- ③購入したスキャンツールの写真1枚以上

※撮影条件:スキャンツール本体、シリアル番号と事業場名
 が分かる名刺や認証書等と一緒に撮影されている。

- ④振込口座事前連絡書

振込口座事前連絡書のイメージ

令和3年度 AI-IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金
 【振込口座事前連絡書】

令和3年度「AI-IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業、トラック輸送の省エネ化推進事業及び、ビッグデータを活用した効率的かつ適切な自動車整備による使用過程車の省エネ性能維持推進事業)」において、**補助金交付決定通知(様式第2)**にて交付決定の通知を受けた場合、当該補助金の振込先とする「振込口座」の情報をご提出をお願いします。

以下の注意事項を確認の上、本枠内に必要事項をご記入ください。

※注意事項
 ①申請した補助事業者名義の口座情報を入力してください。
 ②補助事業ホームページに掲載された中間報告期限までに提出ください。
 ③提出後、補助金の振込先に変更がある場合は速やかに事務局までご連絡ください。
 ④振込実施は、実績報告及び補助金請求の確認後の令和4年3月末を予定しております。
 ⑤本書類は電子メールによる提出を原則としております。

金融機関名	東京△△銀行			支店名	神保町支店			
銀行コード	① 3	2	1	0	支店コード	② 0	1	2
科目	【預金の種別 右枠に○を記述】			③	普通	○	当座	
注) 口座番号は右欄で記入してください。								ココカラ〜
口座番号 ④		0	0	6	5	4	3	2
注) 口座名義(カナ)は左欄で記入してください。 口座名義に含まれる「J」、「F」、「X」は、総称も1文字で記入してください。 使用できる記号は「J」、「F」、「X」のみです。「F」は使用できません。 小文字の「j」、「f」、「x」は大文字の「J」、「F」、「X」に置き換えてください。 口座名義が30文字を超える場合は、先頭から30文字までを記述してください。								
⑤ 口座名義	カナ	○	○	○	シ	・	ト	・
	漢字	○	○	○	自	動	車	ス
交付決定番号 ⑥	第 00000 号			注) 交付決定通知(様式第2)に記載の番号を記入してください。				
補助事業名 ⑦	○○○自動車			注) 補助金の振込口座は申請した補助事業者の名義を記入してください。				
振込に関する担当者 ⑧	氏名	スキャン 五郎		TEL	03XXXXXXXX			
備考欄								

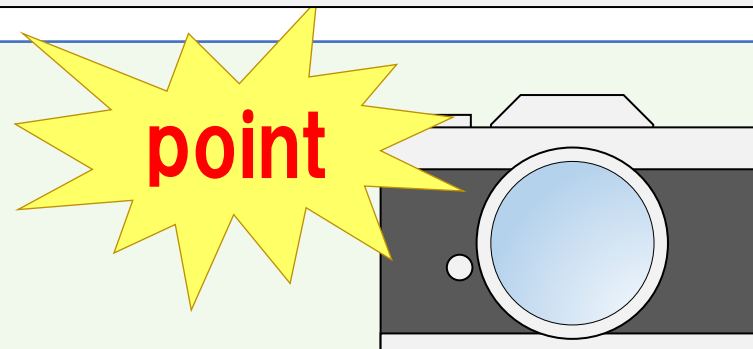
■提出・連絡先 【ご提出はメールの他、郵送・FAXにて提出も受け付けております。】

●パシフィックコンサルタンツ株式会社 陸上輸送省エネ推進事業事務局
 住所: 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目18番地 寿ビル9階
 TEL: 03-5280-9501 FAX: 03-5280-9502
 メールアドレス: scan_hojokin@03.pacific-hojo.jp
 ホームページ: https://www.pacific-hojo.jp/
 ※メール表紙、封筒、FAXには「スキャンツール中間報告」と明示すること
 ※本書類送付の際はメールアドレス、FAX番号等に間違いがないか十分に確認すること。

7. 補助事業の開始(中間報告の実施)

購入したスキャンツールの撮影方法

提出する写真の例



事業場名称が分かる
名刺や認証書など



スキャンツール本体

〇〇自動車 株式会社
〇〇オート 仙台整備工場

工場長 仙台 太郎

仙台市宮城野区本町〇-〇-〇
TEL 000-000-0000
FAX 000-000-0000
email XXX@XXXX.co.jp

シリアル番号



事業場名称が分かる
名刺や認証書など

〇〇自動車 株式会社
〇〇オート 仙台整備工場

工場長 仙台 太郎

仙台市宮城野区本町〇-〇-〇
TEL 000-000-0000
FAX 000-000-0000
email XXX@XXXX.co.jp

8. 実績報告及び補助金額の確定

補助事業の完了

【補助事業完了日】スキャンツール導入後**15日間以上又は20台以上**に使用し、かつ**データ取得を完了**した日、又は**令和4年1月14日(金)**のいずれか早い日をいう。

【提出期限】補助事業者は、**補助事業完了日から30日以内**、又は**令和4年1月14日(金)**のいずれか早い日までに、実績報告書を事務局に提出。

提出

【事務局】

提出書類を基に審査を行う。
※必要に応じて現地検査を行う。

審査完了

補助事業者に
「**交付金額確定通知書(様式第11)**」が送付される。

提出書類

- ①**支払領収証書(写)**
※提出済みの場合は再提出不要
- ②**実績報告書(様式第9)**
- ③**収支明細表(様式第9別紙)**
- ④**実施状況報告(総括表)**
- ⑤**診断データ**
- ⑥**取得財産等管理明細表(様式第15)**
※機器単価50万円以上のみ

point

令和4年1月14日(金)までにDTCが検出されない場合でも、**令和4年1月14日(金)**までに実績報告書の提出が必要。この場合、**令和4年1月15日(土)**以降もDTCが検出できるまで継続しデータを報告する義務がある。

8. 実績報告及び補助金額の確定(実績報告書 様式第9別紙 収支明細表)

収支明細表のイメージ

交付決定額 及び 決算額	交付決定額	
	補助対象経費 A	補助金の額 B
設備費(内訳)	750,000	250,000
事業場1	450,000	150,000
事業場2	300,000	100,000
合計	750,000	250,000

A : 交付決定通知に記載された金額

B : Aの1/3の金額

(千円未満切り捨て)

※1事業場あたりの上限額は15万円

C : 実際に支払った金額

D : AとCのいずれか低い方の金額

E : 1/3と記入

F : Dの1/3の金額を記入

(千円未満切り捨て)

※1事業場あたりの上限額は15万円

	C	D	決算額		備考
	補助対象経費 の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額	
設備費(内訳)	740,000	720,000		240,000	
事業場1	470,000	450,000	1/3	150,000	
事業場2	270,000	270,000	1/3	90,000	
合計	740,000	720,000		240,000	

9. 実績データの取得・報告(総括表)

実績状況報告(総括表)には、下記項目を機器毎に入力して提出する。

スキャンツールの納入日以降で15日以上または20台以上に使用し、かつ1件以上のDTCが検出されるまでデータ取得を継続することが必要。
※同日に同一車両を検証した場合は、1台の検証とすること。

【総括表 記載事項】

- ①事業場の分類 次の3つの中から該当する項目を選択する
(ディーラー系整備工場／一般整備工場／その他)
- ②検証期間
- ③スキャンツールを使用した車両台数
- ④DTCが検出されなかった車両台数
- ⑤使用したスキャンツールの型式等

総括表イメージ

point

- ・データ取得期間を確実に**15日以上確保**するためには、実質、**令和3年12月31日(金)**までにスキャンツールを購入する必要がある。
- ・**令和3年12月31日(金)**までに購入できない場合は、PCKKに連絡して指示を仰ぐこと。

記入例

実施状況報告(総括表)

※複数の事業場・対象機器を申請した場合は、各事業場・対象機器毎に入力すること。

1. 補助事業者情報

交付決定番号	12345				
補助事業者名	〇〇自動車株式会社				
事業場名	〇〇自動車整備工場				
事業場の分類	<input checked="" type="radio"/> ディーラー系整備工場 <input type="radio"/> 一般整備工場 <input type="radio"/> その他				
検証期間	開始	令和 3 年 10 月 15 日	スキャンツールを使用した車両台数	25	台
	終了	令和 3 年 11 月 2 日	うちDTCが検出されなかった車両台数	15	台
	検証日数	19	検証台数	25	台

※上記の検証期間とスキャンツールを使用した車両台数に、かつ1件以上のDTC(故障コード)が検出された車両台数を記載する。

※検証期間内に得られた全ての車両の診断記に掲げる①から④の項目を含むものにはPDF形式(文字の取り出しが可能な形式)で提出すること。

※機器の設定・操作不足により記録できていない場合は、備考欄に記載すること。

- ①車両を診断した年月日
- ②診断した車両の車両番号(ナンバー)または車種
- 【例】品川566さ20-18(地域名・分類番号)
- ③診断した車両の型式
- 【例】ABA-MF16S(排ガス規制識別番号)

検証15日以上
or
車両20台以上
(かつDTC1件以上)

2. 使用したスキャンツールの型式等

メーカー名	(K)	株式会社アルティア
名称・型式	(A)	SSS-02
品番	(1)	EG3003-0000
ソフトのバージョン	(-)	-

※()内に「補助対象機器一覧」に示されたコード番号を入力すること。

3. 診断データの提出形式(下記○のいずれかであるかをクリックして選択すること)

- Microsoft Excel
- CSV
- テキスト
- PDF形式(文字の取り出しが可能な形式)

9. 実績データの取得・報告(診断データ)

【診断データの報告内容】

下記①～④の内容を含む全ての車両の診断データを提出。

①車両を診断した年月日

②診断した車両の車両番号(ナンバー)又は車台番号

例:品川〇〇〇さ〇〇-〇〇(地域名・分類番号・平仮名等・一連指定番号)

③診断した車両の型式

例:ABA-MLIT03S(排ガス規制識別番号+メーカー記号)

④検出されたDTC(故障コード)及びその定義 → ④は、

例:DTC:P0141 定義:O₂センサーヒーター回路

①～③は、診断した全車両のデータを取得・提出

※DTC検出が無い、故障なしの車両のデータも記録し、提出が必要!

④は、1件以上のDTCの検出が必要!

【診断データの提出形式(標準形式)】

標準形式:Microsoft Excel、CSV、テキスト、PDF形式

※但し、PDFについては文字の取り出しが可能な形式であること。

提出方法:電子メールに添付して送付

※電子メールによる送付が行えず郵送で送付する場合は、CD-Rやメモリーカード等の記録媒体に保存すること。

point

標準形式での保存・出力方法等、その他操作方法(パソコンの操作方法等を含む)は、事務局では答えられないため、機器メーカーの取扱説明書等をよく確認し、不明点は販売会社やメーカーサポート等を活用すること。

⇒昨年度事業では、導入機器の取扱に不慣れなため、データ保存ができなかった等により、データ提出が遅れる事例が多数あり。

9. 実績データの取得・報告(DTC)

DTC(故障コード)とは

DTCは、システム別(B、C、P、U)に分類され、個別故障ごとにコードが定義されている

※スキャンツール機器によっては、DTCコードの後ろに二桁の数字等の自動車メーカー独自のコードが付加された状態で出力される場合があるが、PCKKへの実績報告の際は枝番のある状態でも提出可。

対象システム

- B** : ボデー系
(エアバッグ、シートベルト、エアコン等)
- C** : シャシ系
(ブレーキ、電動パワステ、車両安定制御装置等)
- P** : パワートレイン系
(エンジン、トランスミッション、HVバッテリー等)
- U** : ネットワーク系
(各ECU間の通信等)

【DTCの例】

DTC

P 0 1 3 1

DTCの定義(内容)

O₂センサー回路低電圧

故障の大区分

0から9及びA~Fの英数字(16進数)

- P01XX**
燃料、吸入空気計測の故障
- P02XX**
燃料噴射系の故障
- P03XX**
点火システム、失火故障

故障の詳細

0から9及びA~Fの英数字(16進数)

- P0121**
スロットルポジションセンサー回路不良
- P0141**
O₂センサーヒーター回路
- P0151**
O₂センサー回路低出力

10. 補助金の支払い

補助金の請求

【補助事業者】
交付金額確定通知書(様式第11)を受領後
補助金精算払請求書(様式第12)を事務局に提出する。
※記載内容は正確に！！

送付

補助金の支払

【事務局】
補助金精算払請求書(様式第12)を受領後
補助事業者に補助金を交付する。

補助事業者の指定口座に入金
※3月末予定

指定口座に振込

11. 補助金の支払い以降の対応

取得財産等の管理

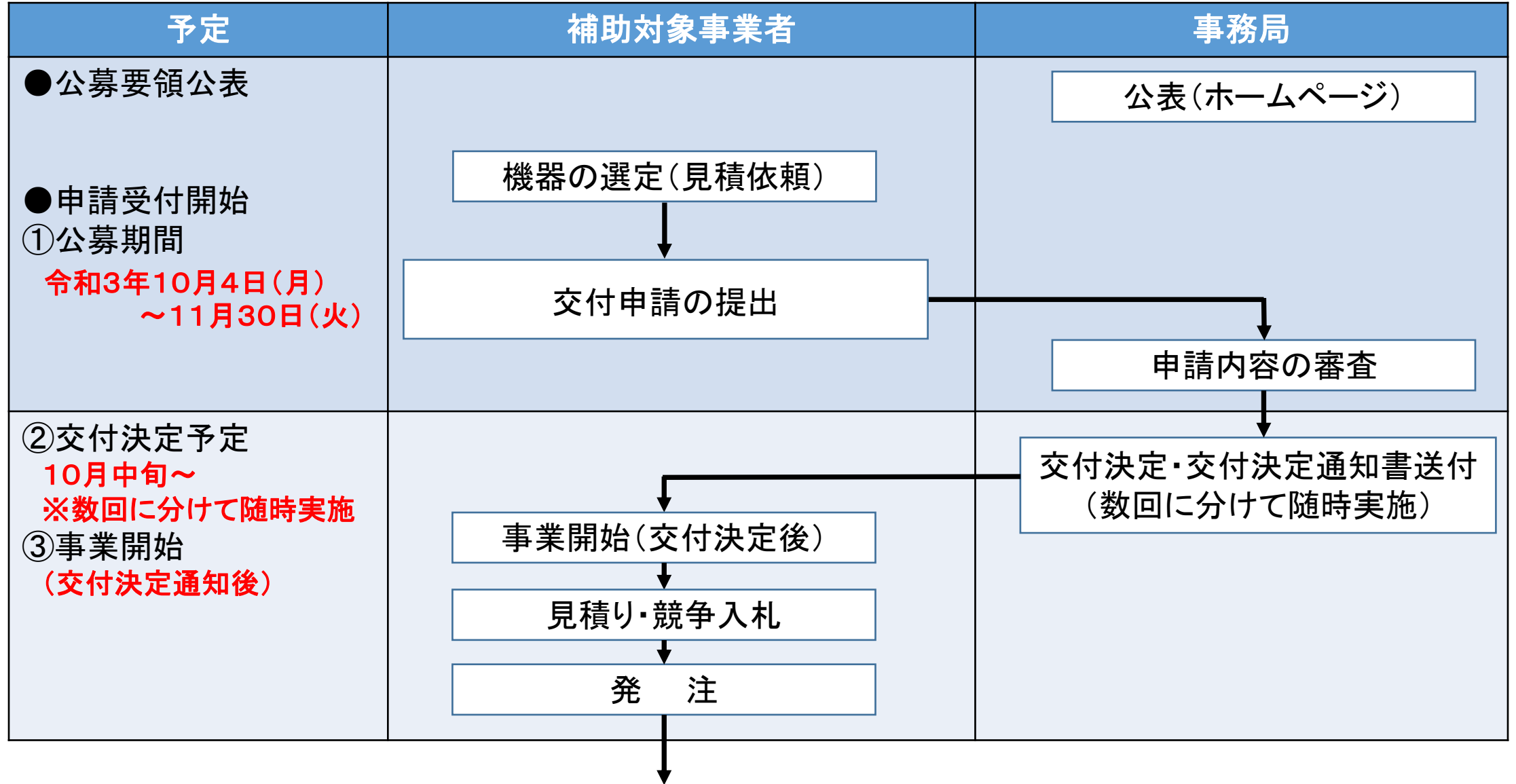
補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

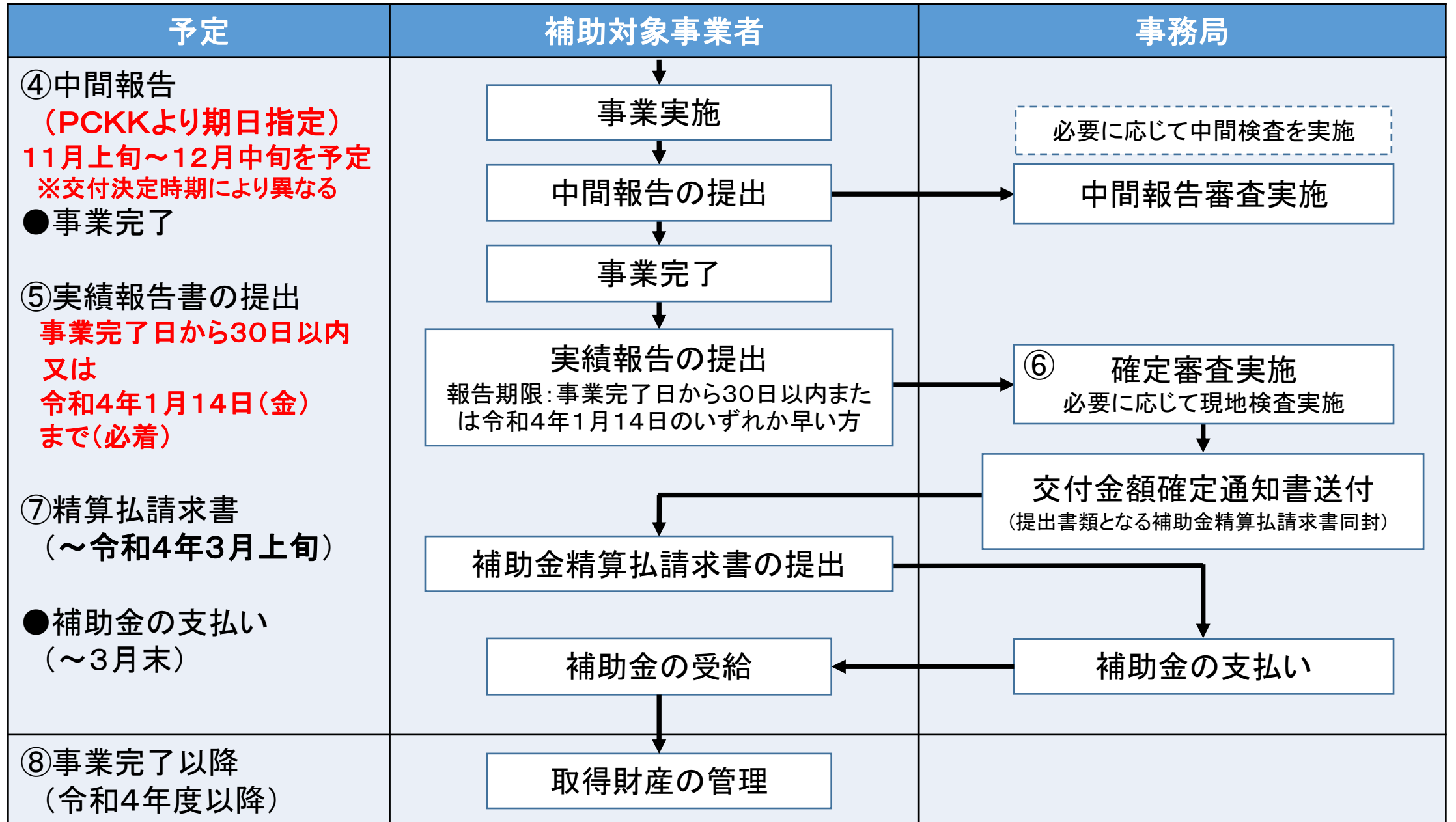
- ①翌年度以降も、診断データ等の提出を求められることがある。
- ②単価が50万円以上の機器を5年以内に処分をする場合は、事務局の承認を受けること。
また、実績報告時に取得財産等管理明細表(様式第15)の提出が必要。

point

- ①単価が50万円未満の機器であっても、補助金事業の完了後少なくとも5年間は導入した機器の管理及び補助金関係の書類の保存が必要である。
- ②事務局による調査及び会計実地検査への対応が必要な場合もある。
- ③補助金を用いて導入した機器の管理及び資金の動きについては、帳簿や証拠書類を整理し、常にその収支を明らかにしなければならない。

12. スケジュール





13. 【参考】過去の補助における不備事項の代表例

補助金交付申請書(様式第1)及び補助事業実績報告書(様式第9)

【申請書・添付書類の不備】

- ①住所や氏名の**記入漏れ**がある。
- ②実績報告書の**住所**が申請書と**異なっている**。
- ③別紙に記載したスキャンツールの型式等が見積書と一致していない。
- ④見積書と申請書、領収証書と実績報告書の金額が一致していない。
- ⑤申請書を宅配便で提出されている(申請書は**信書**のため受理できない)。
※電子メールでの申請が行えず、郵送で行う場合

13. 【参考】過去の補助における不備事項の代表例

その他

- ⑥提出期限までに実績報告書等の提出がない。
- ⑦記載された連絡先に電話しても誰も出ない。
(営業電話対策用のダミーの連絡先を記載してあった。)
- ⑧交付申請時と異なるスキャンツールを、無断で購入していた。
(事務局への事前連絡や計画変更申請を提出していない。)
- ⑨申請書類の控えを一切保管していない。
(事務局からの申請書類の内容確認について答えられない。)
- ⑩販売店や整備商工組合と、直接話して欲しいと言われる。
(事務局は申請者としてしか話ができない。)

補助申請の円滑な審査作業に、ご協力をお願いいたします

事務局 お問い合わせ先

受付時間：平日9時～17時（12時～13時は除く）

※休業日／土曜・日曜・祝日・年末年始

パシフィックコンサルタンツ株式会社 『陸上輸送省エネ推進事業事務局』

事務局への電話が大変混み合い、つながりにくい場合がございます。

恐れ入りますが、お問い合わせ前に必ず本サイトに掲載されている本事業の「公募要領」等をご確認ください。



メールでのお問い合わせは、こちらから！

scan_hojokin@03.pacific-hojo.jp



質問票ダウンロード

Word形式

ご質問は、質問票にてお問い合わせ先までファクシミリ、またはメールでお送りください。

PDF形式



電話でのお問い合わせは

03-5280-9501



ファクシミリでのお問い合わせは

03-5280-9502



国土交通省



Pacific
Consultants